

(平成14年8月20日一部改正)

地域がん診療拠点病院の整備に関する指針

I 地域がん診療拠点病院（以下「拠点病院」という。）の指定

- 1 都道府県知事が下記2を踏まえて推薦する医療機関について、厚生労働大臣が
適当と認めるものを拠点病院として指定する。
- 2 各都道府県においては、医療計画等との整合性を図りつつ、2次医療圏に1カ
所程度を目安に拠点病院を指定することとする。

II 拠点病院の指定要件

我が国に多いがん（肺がん、胃がん、肝がん、大腸がん、乳がん等）について、地域の医療機関と緊密な連携を図り、継続的に全人的な質の高いがん医療を提供するために、以下に示す体制を有すること。

1 診療体制

(1) 診療機能

- ① 我が国に多いがんについて、地域におけるがん診療連携の拠点病院としての役割を果たすことのできる専門的医療体制を有すること。

- ② 緩和医療を提供する体制を有すること。

(注) 緩和医療については、当該病院が、がん緩和ケア病棟を有しない場合であっても、緩和医療チームによる診療機能が備わっている場合には、緩和医療の提供体制が確保されているものとする。

- ③ 大学病院その他個別のがん分野で質の高いがん医療を実施している医療機関に支援を求める、或いは地域の医療機関からの診療に関する相談に応じる等、他の医療機関との連携、協力関係を有すること。

(2) 診療従事者

- ① 我が国に多いがんについて専門的医療を行うとともに、画像診断、化学療法、緩和医療等に関し、地域の医療機関や患者からの相談に適切に対応できる医師が配置されていること。
- ② 専門的な看護に携わる看護師、精神保健福祉士、臨床心理に携わる者、臨床診療録管理に携わる者及びソーシャルワークに従事する者が配置されていることが望ましい。
- ③ 放射線治療医、病理専門医が配置されているか又はそれらの協力を得られる体制が確保されていること。

(3) 医療施設

- ① 医療相談室が設置されていること。
- ② 集中治療室が設置されていることが望ましい。
- ③ 無菌病室を有していることが望ましい。
- ④ 放射線治療施設を有しているか又はこれを有する医療機関の協力が得られる体制が確保されていること。

(4) 医療機器

上記の診療体制を確保するために必要な高度な医療機器が設置されており、その操作・保守に精通した医療従事者が配置されていることが望ましい。

(5) 院内がん登録システム

院内がん登録システムが確立している、または今後数年以内に当該システムが確立する見込みが確実である医療施設であること。

2 研修体制

- (1) 地域のがん診療に携わる医師等の医療従事者に対し、必要な研修の実施に積極的に取り組むこと。
- (2) 拠点病院内の医療従事者の能力向上のため、医師等の医療従事者研修の実施に積極的に取り組むこと。

3 情報提供体制

- (1) 地域におけるがん診療に関する情報をホームページ等を通じ適切に公開すること。
- (2) 地域の医療機関からの診療に関する相談等に応じ必要な情報を提供すること。
- (3) 拠点病院で構成する全国的な協議会（全国地域がん診療拠点病院連絡協議会）にがん患者の5年生存率等の情報を報告するなど、総合的ながん情報の収集提供に積極的に取り組むこと。

地域がん診療拠点病院の運営に関する検討会開催要綱

1 趣旨

平成13年度より開始されたメディカル・フロンティア戦略において、質の高いがん医療の全国的な均てんのため、地域がん診療拠点病院を指定することとしている。今般、厚生労働省健康局長が本検討会を開催し、地域がん診療拠点病院の指定及び適切な運営に資するための評価・助言を行うものである。

2 検討会の名称

「地域がん診療拠点病院の運営に関する検討会」とする。

3 検討会の構成員

構成員については別紙のとおりとし、うち一人を座長とする。

4 検討内容

「地域がん診療拠点病院の整備に関する指針」に示す指定要件の充足度の検討並びに適切な運営に資する評価・助言

5 会議の公開について

会議は公開とする。

6 その他

- (1) 本検討会の庶務は、医政局指導課及び医政局看護課の協力を得て、生活習慣病対策室において行う。
- (2) この要綱に定めるもののほか、検討会の開催に関し必要な事項は、座長が厚生労働省健康局長と協議の上、定める。

(別紙)

地域がん診療拠点病院の運営に関する検討会

氏名	所属機関・役職
【座長】 垣添 忠生	国立がんセンター 総長
清澤 研道	信州大学医学部附属病院 院長
佐々 英達	(社) 全国日本病院協会 会長
関原 健夫	日本インバスター・ソリューション・アソシエーツ株式会社 代表取締役社長
土屋 隆	(社) 日本医師会 常任理事
南 砂	読売新聞編集局解説部 次長
山口 建	静岡県立静岡がんセンター 総長

(50音順、敬称略)

「がん医療水準均てん化の推進に関する検討会」開催要綱

1. 目的

第3次対がん10か年総合戦略において、全国どこでも質の高いがん医療を受けることができるよう「均てん化」を図ることを戦略目標として掲げており、また健康フロンティア戦略においても、がん医療の「均てん化」が課題として取り上げられている。

そこで、厚生労働大臣の懇談会として、「がん医療水準均てん化の推進に関する検討会」を開催し、がん医療の「均てん化」を推進するために、がん医療における地域格差の要因につき検討を行い、その是正のための具体的方策を提言することを目的とする。

2. 検討事項

- (1) がん医療における地域の実態と格差を生み出している要因
- (2) がん専門医等の育成
- (3) 国、ブロック、都道府県（三次医療圏）、二次医療圏における各がん専門医療機関の役割分担を踏まえたネットワーク体制の整備
- (4) 上記（3）を踏まえたがん専門医等の人材交流（派遣・受入れの促進）
- (5) 地域におけるがん専門医等の確保
- (6) 地域がん診療拠点病院制度のあり方

3. 検討会メンバー（別紙）

4. 庶務

検討会の庶務は、厚生労働省医政局の協力を得て、健康局総務課生活習慣病対策室において行う。

(別紙)

がん医療水準均てん化の推進に関する検討会

【座長】

氏名	所属機関・役職
後 信	九州大学大学院 助教授
内田 璞	倉敷中央病院 院長
岡本 直幸	神奈川県立がんセンター 研究第三科長
垣添 忠生	国立がんセンター 総長
北島 政樹	慶應義塾大学 医学部長
西條 長宏	国立がんセンター東病院 副院長
高嶋 成光	国立病院機構四国がんセンター 院長
千村 浩	鹿児島県保健福祉部 部長
津熊 秀明	大阪府立成人病センター 調査部調査課長
土屋 隆	日本医師会 常任理事
野村 和弘	国立がんセンター中央病院 院長
原田 征行	青森県立中央病院 院長
丸木 一成	読売新聞 編集局生活情報部長
山口 晃弘	大垣市民病院 院長
山口 直人	東京女子医科大学 教授
山田 章吾	東北大学病院 院長
オブザーバー	文部科学省高等教育局医学教育課長
オブザーバー	文部科学省研究振興局ライフサイエンス課長

(50音順、敬称略)